

知多市地域公共交通計画の策定について

1 地域公共交通計画について

地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「マスタープラン」として役割を果たすもので、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方自治体を中心となって、関係各機関と協議しながら作成していくものです。また、地域公共交通活性化再生法の改正（令和2年11月）により、地方自治体の策定が努力義務化されたほか、地域公共交通計画の策定と補助制度が連動化された。

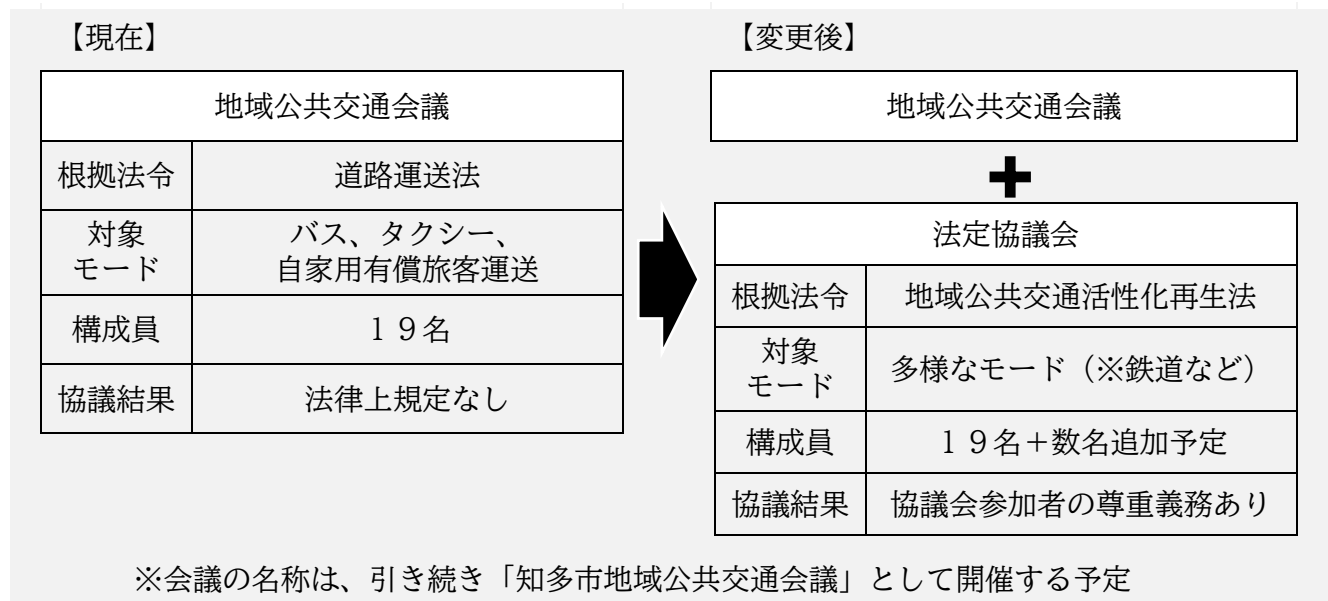
公共交通の様々な課題への対応、将来のまちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のため、計画を策定し、本市にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿の実現を目指す。

あいあいバス北部循環コースでは、地域間幹線系統の国庫補助金を受けており、引き続き、補助路線としての要件を満たすためには、市計画の策定が必要。

※知多半島内では、半田市、東海市、大府市、東浦町、南知多町、武豊町が策定済み。常滑市は策定作業中

2 法定協議会の立ち上げについて

地域公共交通計画の策定に当たっては、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）での議論及び承認を行う。



3 策定に向けたスケジュール（案）

令和5年度	10月	第1回地域公共交通会議（計画策定についての事前説明）
	2月頃	第2回地域公共交通会議（設置要綱の改正について協議）
	3月頃	知多市地域公共交通会議設置要綱の改正
令和6年度		調査事業（アンケート調査等）の実施、計画案の作成
令和7年度		パブリックコメント、計画最終案の作成、議会報告

※令和6～7年度の地域公共交通会議については、計画策定の進捗状況に合わせ適宜開催する。

●計画期間 令和8年4月～令和13年3月 5か年計画